日吉津村ふるさと納税返礼品等協力事業者募集要項

令和７年７月改正（令和７年４月１日から適用）

１　目的

日吉津村では、日吉津村の認知度の向上、村内産業の振興などを図るため「日吉津村ふるさと納税」としてふるさと納税制度の推進に取り組んでいます。

その中で、ふるさと納税制度により日吉津村に寄附いただいた方への感謝の意を表すとともに、日吉津村の魅力を知ってもらうことを目的に、返礼品及び返礼品を提供していただける事業者（以下、「事業者」という。）の皆様が生産・製造・販売する商品をお礼の品（以下、「返礼品」とします。）として提供したいと考えております。

本要項は、日吉津村の目的に賛同し、協力していただける返礼品協力事業者（以下、「事業者」とします。）を募集するために定めるものです。

２　協力事業者の要件

（１）日吉津村のふるさと納税における返礼品の目的に賛同していること。

（２）各種法規則、条例に沿った生産・製造・販売を行っていること。

（３）本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場、農地等の事務・生産拠点又は役務の提供場所のいずれかが日吉津村内にある企業、団体又は個人であること。ただし、本村のＰＲや地域ブランドの向上、産業振興、観光振興に寄与すると村が判断する場合はこの限りではない。

（４）次の各号のいずれにも該当しない者であること。

①　破産法（平成１６年法律第７５号）第１８条又は第１９条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされている者

②　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２１条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

③　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第１７条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされている者

④　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団

⑤　役員等が暴対法第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

⑥　「地方税法（昭和25年法律第226号）」の規定に基づく適切な申告を行い、かつ、国税又は地方税の滞納がないこと。

（５）次の各号に対応できること

1. 個人情報の取り扱いを厳重に行い、かつ返礼品に対する問い合わせ等に的確に対応できること。
2. 管理システムにて発注管理を行う為、管理システムへのログイン（パソコン

でのログイン推奨）及び、送り状等の作成可能環境であり、発送を含めた管理ができること。

３　申し込み期間について

申し込みは随時受け付けています。申し込みを希望する場合は、日吉津村総務課へご連絡ください。尚、申し込み時期により、返礼品の取り扱い時期が異なります。

４　返礼品の提案等について

事業者は、本要項を確認のうえ、返礼品の提案を行ってください。

（１）提案可能な返礼品の内容

次の①から⑥それぞれを満たすもの。

1. 次のアからケのいずれかに該当するものとする。

ア　日吉津村内で生産された農産物・畜産物・海産物

イ　日吉津村内で生産又は加工された食料品・飲料

ウ　日吉津村内で生産された原材料を主たる材料とする食料品・飲料

エ　日吉津村内で製造された日用品・工芸品・民芸品

オ　アからエの複数を組み合せたもの

カ　その他の日吉津村の魅力を伝えるオリジナル製品

　　（例：日吉津村をＰＲするためのグッズ等で、日吉津村ふるさと納税返礼品としてのみ取扱う製品など）※１

キ　日吉津村内において提供されるサービスであって次のＡからＣに掲げる種類に属する役務であること。※２

Ａ　宿泊（日吉津村内施設における宿泊）

Ｂ　観光（日吉津村内スポットへの観光・飲食）

Ｃ　体験（日吉津村内で行われる体験プラン）

ク　日吉津村内で実施される代行サービス

ケ　鳥取県内の共通返礼品として認定されているもの※３

コ　近隣の市町村との共通返礼品としているもの

《留意事項》

※１一般に流通している製品は不可とし、日吉津村との関連性についての説明資料を必ず提出してください。

※２以下の点を必ずご確認ください。

・本項目に関して提案を予定している場合は、事前に株式会社ワールドワンへ相談を行ってください。

・ＡからＣ以外及び日吉津村外で利用不可となる措置を講じてください。

・期間限定のものを除き、サービスの提供期限は１年以内としてください。

・サービスが提供できなかった場合に提供する同額程度の代替品やサービスを併せて提案してください。

・換金防止策及び寄附者様のみ利用可の対策を行ってください。

※３認定されている品
・鳥取県産の梨（二十世紀、王秋、なつひめ、新甘泉、秋甘泉、秋栄、新興）

　・鳥取和牛

　・鳥取県内で水揚げされたズワイガニ（松葉ガニ、親ガニ）、ベニズワイガニ
・鳥取県産の米（コシヒカリ、ひとめぼれ、きぬむすめ、星空舞、プリンセスかおり）及び当該県産米の米飯

　　②　酒類、生鮮食品等、提供にあたり許認可を要するものにあっては、事業者の責任において、その許認可を得ていること。

　　③　食品・飲料等にあっては、原則として発送から７日以上の消費期限を保証するもの。

　　④　安定的な供給と品質の管理が可能であるもの。

⑤　市場価格を踏まえた適正な額が提案されている返礼品であること。

⑥　牛肉については、個体識別番号の表示について適切に対応すること。

（２）返礼品の価格設定について

提案の際には、返礼品の市場価格を考慮したうえで価格を提案すること。提案価格は、返礼品+梱包代金の合計（税込）。また、送料（税込）も併せて設定し提案すること。

※村において市場価格を調査することがあります。

　寄附受付額に関しては日吉津村が決定することとし、異議は受け付けない。

（３）費用負担について

① 返礼品に係る請求は事業者からの請求に基づき、原則として請求月の翌月末までに

　 に事業者が指定する口座に振り込むものとする。

②　寄附者からの商品の品質等のクレームにより商品の回収及び再配達を行なった場合に係る費用は、事業者の負担とする。ただし、宅配業者の瑕疵による場合はこの限りではない。

　参考：費用負担（リスク分担表）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 過失 | リスク内容 | 費用 | 村 | 協力事業者 |
| 協力事業者 | 返礼品の誤発送、返礼品の品質問題等による返礼品の回収・再発送 | 返礼品 | ✕ | 〇 |
| 送料等 | ✕ | 〇 |
| 寄附者 | 特別な事情による返礼品の回収・再発送 | 返礼品 | 協議により対応する |
| 送料等 |
| 配送事業者 | 配送事故、不達等 | 返礼品 | ✕ | 配送事業者との取り決めによる |
| 送料等 | ✕ |
| いずれも　該当なし | 天災等の不可抗力事由によるもの | 返礼品 | 協議により対応する |
| 送料等 |

（４）返礼品の提案にかかる注意点

①　ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される特例的な寄附制度である。

ついては、返礼品提案にあっては、ふるさと納税の趣旨をふまえ、次に掲げるふるさと納税の趣旨に反するような返礼品の提案は控えること。

ア　換金性の高い商品券、食事券、プリペイドカード等の提案

イ　返礼品の内容説明に、商品価格や、寄附に対する対価であるとの誤解を招く表現を盛り込

　むこと。

ウ　総務省ふるさと納税地場産品基準に反するもの。

1. 著作権・肖像権等の各種権利の侵害を行わないこと。また提案した画像・内容の全ての各種権利は日吉津村に移管するものとする。
2. 食品については、食品表示法等の関係法令の遵守を徹底すること。
3. 日吉津村外から発送等を行う場合には、生産者等関係事業者全てが募集要項を理解し遵守すること。
4. 日吉津村及び日吉津村ふるさと納税業務受託事業者の調査・確認に応じるとともに、地場産品基準や食品表示法において遵守すべき事項が記載された書類の整備・保存をし、日吉津村が調査・提出を求めた場合には、実地調査や書類提出に速やかに応じること。
5. 契約不履行時には違約金及び損害賠償が生じることを承諾すること。
6. 日吉津村が行う説明会等には積極的に参加すること。
7. 不明点等ある場合には事前に問い合わせを行うこと。
8. 当募集要項が期間内に変更になった場合には変更後に同意及び対応するとともに遵守すること。
9. 納税ポータルサイトへの掲載スケジュールや掲載順などのサイトの運営に関しては日吉津村に一任すること。

５　返礼品取扱の中止等について

　次の場合は、ポータルサイト等への掲載を中止又は、返礼品の取扱を中止します。

（１）事業者が日吉津村に掲載中止又は、返礼品としての取扱の中止を申し出たとき。

（２）事業者が２に規定する協力事業者の要件を満たさなくなったとき。

（３）国が定めるふるさと納税制度の内容や取扱、解釈の変更等により返礼品として相応しくないと判断したとき。または総務省からの疑義照会が行われたとき。

（４）返礼品の生産・製造若しくは販売が廃止され、又は中止されたとき。

（５）他社が生産する物品、役務を取り扱う場合に、日吉津村のふるさと納税の返礼品とすることについて当該他社の同意が得られなくなったとき。

（６）提案内容に変更があったにもかかわらず、その報告がされていないとき。

（７）提案内容に虚偽があったとき又は、意図的に事実を隠したとき。

（８）日吉津村又は寄附者に損害を及ぼす行為があったとき、又は重大な損害を及ぼす恐れがあるとき。

（９）返礼品の品質、役務の内容について寄附者からクレームが寄せられ事業者の責任が重いと日吉津村が判断したとき、又は同様のクレームが度重なるとき。

（１０）事業者が本事業の実施に非協力的で、本事業の遂行に支障を来すと日吉津村が判断したとき。

（１１）その他ふるさと納税制度の運用に重大な支障を来す行為があったとき。

６　申し込み書類の提出について

　以下に掲げる提出書類を日吉津村総務課又は、株式会社ワールドワンへ提出してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 提出書類 | 提出先 | 必要部数 |
| 参加申請書（様式第１号） | 日吉津村総務課（ふるさと納税担当）※提出方法※　持参・郵送 | 各１部 |
| ≪新規事業者のみ≫事業者概要（任意様式。パンフレット可）口座振替払債務者登録申請書  |
| 返礼品等提案書［地場産品］（様式第２号）※提案書下段に記載のある添付書類を必ず添付すること。 | 株式会社ワールドワン（日吉津村ふるさと納税業務受託事業者）※提出方法※メール・郵送 |
| 返礼品等提案書［サービス］（様式第３号）※提案書下段に記載のある添付書類を必ず添付すること。 |
| 提案品全品分の「特産品等提案書のデータ」及び「画像データ」※メール添付またはＣＤ－Ｒ等（事業者名を明記のこと）※画像が著作権・肖像権を侵害するものでないか確認のうえ提出すること。 |

７　返礼品の認定と協議について

 提案内容について、日吉津村による合議で返礼品としての採否を決定します。また、返礼品及び業務体制その他の調整が必要な部分について協議を行い、最終的な契約内容を定めるものとします。

８　採用の取り消しについて

次のいずれかに該当するときは、事業者及び返礼品の採用を取り消します。

　　①本要項［２　協力事業者の要件］の各項に定める要件を満たさないとき。

　　②返礼品案その他の提出書類について虚偽の記載又は説明があったとき。

　　③その他本事業の遂行にふさわしくない事情が認められた場合。

④総務省が定める地場産品基準に合致しない場合。

９　個人情報の保護

　 事業者はこの事業による業務を遂行するため、個人情報の取扱いについては、厳重に行って下さい。

寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的に使用することができません。ただし、返礼品へのパンフレット同封により、改めて寄附者から事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。

１０　契約

（１）契約締結

　　日吉津村と事業者との返礼品及び業務体制等の調整・協議が終了し、提出書類が揃い契約内容が確定した段階で、日吉津村と事業者との間で契約を締結する。

（２）契約内容

　　業務委託契約（返礼品納入業務に付随する業務内容を定める契約）

（３）契約期間

　　令和７年４月１日から令和８年３月３１日までとする。

　　ただし、令和７年４月２日以降の契約については契約日から令和８年３月３１日までとする。

１１　その他留意事項

（１）参加申請書提出の後に、自己都合により事業者の登録内容を変更または廃止する場合は、「日吉津村ふるさと納税事業者登録内容変更・中止届」（様式第４号）を提出すること。

（２）日吉津村及び日吉津村ふるさと納税業務受託事業者は、本申し込みにおける郵便、電子メール等に関する通信事故については、一切責任を負わない。

（３）提出された申請書類一式は返却しない。

１２　問い合わせ先

〇事業者募集に関する質問

　　　　日吉津村　総務課　ひえづ創生推進室

〒６８９-３５５３ 鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津８７２-１５

ＴＥＬ：０８５９-２７-５９５４

E-mail: furusato@vill.hiezu.lg.jp

〇提案内容に関する質問

　　　　株式会社ワールドワン（日吉津村ふるさと納税業務受託事業者）
〒６９７-１３２２　浜田市日脚町７７４-１

ＴＥＬ：０８５５-２５-５１７０

E-mail:inquiry@worldone-inc.jp